

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

熊本県 熊本市 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和 8 年熊本地震による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について

令和 8 年熊本地震による災害に伴う介護給付費等の取扱いについては、「令和 8 年熊本地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（令和 8 年 7 月 29 日付け事務連絡）の別添においてお示したところです。

今回、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合の報酬算定について、下記のとおりお示します。

貴県におかれましては、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

記

- 1 やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合には、これまでのサービスとして報酬の対象とする取扱い（以下「臨時的取扱い」という。）が可能です。
 - 2 臨時的取扱いにおける具体的な留意事項については、別添の「災害に伴い一時的に避難している利用者に対する継続した障害福祉サービスの提供に係る留意事項について」（令和 6 年 3 月 29 日付け事務連絡）においてお示ししているとおりです。
 - 3 臨時的取扱いの具体的な例については、以下のとおりですので、参考としてください。
 - ※ いずれの場合についても、市町村が適切な支援であると判断したものに限り
- 生活介護等の通所事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、安否確認や相談

支援、必要な物資支援等を行った場合

- 災害により公共交通機関が寸断され、訪問による支援が困難である場合等において、生活介護等の通所事業所の職員が、メールや電話等を活用して、利用者の安否確認や相談支援等のできる限りの支援を行った場合
- 計画相談支援・障害児相談支援に係るモニタリングや加算の算定において、メールや電話、テレビ電話装置等での実施のほか、文書のやりとりで実施した場合

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

災害に伴い一時的に避難している利用者に対する継続した障害福祉サービスの提供に係る留意事項について

標記については、令和 2 年 7 月豪雨や令和 6 年能登半島地震等の大規模災害が発生した場合において、事務連絡により、「やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とする」取扱い（以下「臨時的取扱い」という。）をお示ししておりますが、具体的な留意事項については、下記のとおりとなります。

各都道府県等におかれましては、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

記

① 臨時的取扱いを適用する基準について

当該災害が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき特定非常災害に指定された場合は、被災した都道府県に臨時的取扱いを適用する。

なお、特定非常災害に指定されていない場合においても、被災した都道府県が、障害福祉サービス事業所等の被害状況等を把握した結果、公共交通機関の寸断や事業所の倒壊等により、通所によるサービス提供が困難な状況が見込まれるなど、臨時的取扱いでの支援が適当であると判断した場合には、国に個別に協議することとし、国が認めた場合は、被災した都道府県に臨時的取扱いを適用する。

② 臨時的取扱いにおける「できる限りの支援」の範囲について

臨時的取扱いにおける「できる限りの支援」については、居宅等への訪問により安否の確認や相談支援等を行うことを想定しているが、災害により公共交通機関が寸断され、訪問による支援が困難である場合等においては、例えば、Skype やメール、LINE 等のコミュニケーションアプリの活用や電話等による支援も市町村が適切であると判断した場合には対象とすることができる。なお、その際においても、できる限りの支援を行ったことがわかるよう、障害福祉サービス事業所等において支援記録等は残すこと。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係
（連絡先）03-5253-1111 内線 3091